



このコーナーではクルマに関する
為になる雑学をご紹介していきます。
意外と知らないことがあるかも!?

VOL.8 懐かしい装備 「速度警告音(キンコン音)」 無くなつた理由とは!?

一昔前までの車には、軽自動車にも普通車にも速度警報装置と呼ばれる装備が標準で付いており、その装備の装着は義務付けられていました。速度警報装置とは、ある一定の速度を超えた場合にキンコン音や電子音などで速度超過を運転手に知らせる装備。知らず知らずのうちにスピードがオーバーした場合、運転手に音で知らせる非常に便利な装備でした。現在では速度警報装置の装備が付いている車は無く、オプションとしても存在していないのが現状です。



1 義務付けられていた期間は1975年~1986年

装置の法律上の名称は「速度警報装置」といい、装備が義務付けられたのは1975(昭和50)年の4月のこと。道路運送車両の保安基準に「速度警報装置を設置すること」が加わり、速度警告音が鳴らない車は、車検に通らなくなりました。この基準が改正されたのが、今から36年前の1986(昭和61)年のことでした。この年の3月に交付し、即日施行された「運輸省令第3号」で、前述の項目が削除されます。必須項目ではなくなりました後も、オプション装備として一部の車種に残りましたが、わざわざ装備するドライバーは少なく、徐々に姿を消していったようです。



↑「速度警告音」は、普通車では100km/h以上、軽自動車は80km/h以上に達すると注意喚起として鳴らされるものでした。高速道路では、警告音が連続して鳴り続けることもしばしば……。



2 速度警報装置は海外からの圧力でなくなった?

速度警報装置がなくなった理由には二つの理由が存在しており、おそらくそれがなければ現在でも速度警報装置は標準装備として残っていた可能性が高いといえます。理由の一つは海外との関係です。車に装着が義務付けられていた速度警報装置ですが、実はこの装備は日本独自のものであり、海外では使用されていない装備でした。しかも、日本の場合は任意に装備をつければよいのではなく法律で義務付けられているとともに自動車検査登録制度の検査項目にも含まれていました。これに反発したのが海外の自動車メーカーです。日本国内に車を輸出する場合に海外の車であっても速度警報装置を義務で装着しなければいけないため、貿易上の非関税障壁となりうると主張し速度警報装置の装備の撤廃を求めてきたわけです。日本としてもたった一つの装備で輸入や輸出で大きな損害を出すわけにもいきません。また、国同士の関係を悪化させるわけにもいかないため、日本独自の装備である速度警報装置の義務化を解いたというわけです。それにより現在では装備されなくなりました。



3 速度警告音自体に問題があった!?

速度警報装置は速度超過をしたことを運転手に知らせることができる便利な装備。しかし、速度超過をした場合超過がおさまるまでその速度警告音は鳴り止むことがなく、しかも単調なキンコン音や電子音だったため、運転中の眠気を招く原因となると指摘されました。

キンコン音といった単調な音は、通常の音楽などに比べ眠気を招きやすく、速度超過している間は常に鳴り続けるため、音による集中力の低下が起こります。そのため、安全性の面を考えた場合には、むしろ速度警告音の音事態が運転時において大きな障害となるということもあり、安全性を重視するためにも速度警報装置は無い方がより安全な運転ができると判断された経緯があります。これにより速度警告音の義務化がなくなりました。



↑高速走行中に眠気を誘つては危険そのもの。
「速度警告音」で動画を検索すると、古い車種の「キン、コン」の音色がたくさん見つかりますので、ご存じない方はぜひ一度検索を。